空家等登記支援事業

空家等の相続人が、相続登記をし、当該空家等を譲渡した 場合、相続登記に要する費用の一部を補助します。

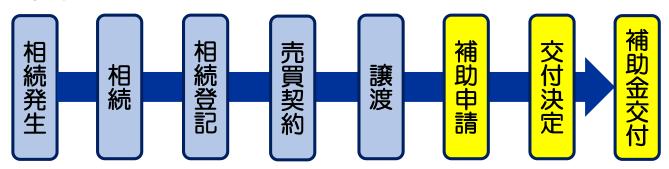
○補助金の額

補助対象経費×補助率1/2 (1,000円未満を切捨てとし、5万円を上限とする。)

○補助の条件

- ・空家等が相続の開始の直前において被相続人の居住の 用に供されていたものであること
- ・空家等が相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものであること
- 空家等の譲渡所得の3,000万円特別控除を受けることができないものであること
- 相続登記が、令和2年4月1日以降であること

○事業の流れ



※補助対象経費は下記の費用の合計です。

- ○相続登記に関し、司法書士に対して支払う報酬
- 〇相続登記に必要な官公署の証明書の発行に係る手数料及び通信費
- ○相続登記に係る登録免許税相当分の額
- ○相続人全員を特定するための調査で、行政書士等に対して支払う報酬
- ○遺産分割協議の代理人として、弁護士に対して支払う報酬

(問合せ先)

〒411-8666 静岡県三島市北田町4-47 三島市計画まちづくり部建築住宅課 建築指導係 電話: 055-983-2644(直通)



(趣旨)

第1条 市長は、適正な管理がされていない空家等の発生を抑制するため、空家等対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和54年三島市規則第8号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
 - (2) 空家等対策事業 次の表に掲げる事業をいう。

事業の区分	事業の内容
空家等登記支援事業	空家等の相続人が、自己の用に供するため取得しよ
	うとする者との間で当該空家等を譲渡する旨の契約
	を締結するために、当該空家等に係る相続を原因と
	する登記をする事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の表のとおりとする。

事業の区分	補助対象者					
空家等登記支援事業	ア 被相続人が居住の用に供していた空家等であっ					
	て、相続の開始の直前において被相続人以外の者が					
	居住していなかったものを相続し、かつ、次の各号					
	のいずれにも該当する相続人とする。					
	(ア) 当該空家等の譲渡について、租税特別措置法					
	(昭和32年法律第26号)第35条に規定する居住					
	用財産の譲渡所得の特別控除を受けることがで					
	きない者であること。					
	(イ) 当該空家等について、相続を原因とする登記					
	をした者であること。					

(補助の対象等)

第4条 補助の対象及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助の対象		お出るの短	
事業の区分	経費	補助金の額	
空家等登記支援事	当該事業に要する	1の空家等について、補助の対象の経費	
業	経費	に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を	
		限度とする。	

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、三島市空家等対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

事業名	書類					
空家等登記支援事業	ア 空家等の付近見取図 (縮尺が2,500分の1以上の					
	もの)					
	イ 空家等の登記事項証明書(空家等を取り壊し、					
	除却し又は滅失した場合にあっては、閉鎖事項証					
	明書)					
	ウ 空家等の売買契約書の写し					
	エ 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類					
	及び領収書の写し					
	オー被相続人の住民票の除票の写し					
	カ 相続人全ての住民票の写し(相続の原因発生日					
	以後に2回以上住所を移している相続人にあって					
	は、当該相続人の戸籍の附票の写しを含む。)					
	キ その他市長が必要と認める書類					

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないことを条件とするものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に受付が行われた相続を原因とする登記の申請に係る空き家等登記支援事業について適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第5条関係)

三島市空家等対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

三島市長 あて

 住 所

 氏 名

 電話番号

三島市空家等対策事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

空家等の所在地	三島市			
被相続人の氏名及び住所	(氏名)			(住所)
相続の原因日		年	月	日
相続による取得日		年	月	日
	(氏名)			(住所)
空家等を相続した他の 相続人の氏名及び住所	(氏名)			(住所)
	(氏名)			(住所)
空家等の取壊し、除却又 は滅失の日		年	月	日
空家等を譲渡した日		年	月	日